

令和 8 年 7 月 31 日
こども家庭部
保育課入園相談係

保育園入園等事務の一部業務委託にかかるプロポーザル募集要領

1 目的

本要領は、「保育園入園等事務の一部業務委託」についての最適な事業者の選定を、価格のみによる競争によらず、企画力、技術力、実績等の点から選定を行うプロポーザル方式で実施するにあたって、必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

- (1) 件 名 保育園入園等事務の一部業務委託
- (2) 履行期間 令和 9 年 4 月 1 日（木）から令和 10 年 3 月 31 日（金）まで
※ 履行状況が良好と認められる場合は、2 回まで契約の更新を行うことがある。
- (3) 履行場所 練馬区豊玉北 6-12-1 練馬区役所本庁舎 10 階
練馬区教育委員会事務局 こども家庭部保育課 指定場所
- (4) 業務内容 仕様書による
- (5) 概算経費 181,592,000 円【税込】（予定）
※ 最大 2 回の契約更新を行った場合は、569,821,000 円【税込】とする。
※ 概算経費（単年度・総年度いずれも）を超えた見積価格の提案は無効とする。
※ 入園事務の効率化等により、契約更新期間内に業務量が変動することがある。

3 参加資格および欠格条項

3-1 参加資格

つぎの条件をすべて満たすこと。

- (1) 過去 5 年以内に他自治体で本件に類似する業務実績（①窓口受付業務、②電話対応業務、③データ入力等業務）があること。
- (2) 提案書提出時において、練馬区での競争入札参加資格を有していること。

3-2 欠格条項

つぎのいずれかに該当する場合は、本件プロポーザルに参加できない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項（同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者。
- (2) 提案書提出時において、「練馬区競争入札参加有資格者指名停止基準」（昭和 61 年 4 月 1 日練

総経発第394号) による指名停止期間中である者。

- (3) 「練馬区契約における暴力団等排除措置要綱」(平成22年8月2日22練総経第335号) による入札参加除外措置期間中である者。
- (4) 法人の場合は、法人事業税(地方法人特別税を含む)、法人税、消費税及び地方消費税を、個人の場合は、所得税、消費税及び地方消費税を滞納している者。
- (5) 経営不振の状態(会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項に基づき更正手続開始の申立てをしたとき、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形または小切手が不渡りになったとき等。ただし、区が経営不振の状況を脱したと認めた場合は除く。)にある者。

4 選定方法

4-1 日程(予定)

募集要領等の公表	令和8年7月31日(金)
参加申込書等提出期限	令和8年8月14日(金)
質問受付締切日	令和8年8月14日(金)
質問回答日	令和8年8月21日(金)
提案書等提出期限	令和8年8月31日(月)
一次審査 結果通知	令和8年9月11日(金)
二次審査(プレゼンテーション・ヒアリング)	令和8年9月18日(金)
二次審査 結果通知	令和8年10月23日(金)

4-2 参加申込書等の提出

参加を希望する者は、以下の書類を提出すること。

提出書類	提出部数
(様式1) 参加申込書	1部
法人の登記事項証明書(発行後3か月以内の履歴事項証明書)	1部
法人等の定款	1部
法人等の経歴書(会社案内等※従業員数の分かるもの)	1部
令和5～7年度(直近3年度)決算書類のうち税務申告書類一式(勘定科目内訳明細書を含む)またはそれに代わるもの	1部
令和5～7年度(直近3年度)決算に係る営業報告書または事業概況書(税務署に提出したものの写し)	1部
令和5～7年度(直近3年度)決算に係るキャッシュフロー計算書	1部

- (1) 受付期間 令和8年7月31日(金)～8月14日(金) 午前9時から午後5時まで
※ ただし、土日祝日を除く開庁日のみとする。
- (2) 提出方法 紙資料は下記場所に持参すること。資料データは下記担当部署へメールにて送付すること。紙資料の提出予定日を事前にメールにて連絡すること。連絡は提

出日の1営業日前までに行うこと。

- (3) 提出場所 練馬区豊玉北6-12-1 練馬区役所本庁舎10階
練馬区教育委員会事務局 こども家庭部保育課入園相談係
担当：江口 電話：03-5984-5848
メールアドレス：H0IKU06@city.nerima.tokyo.jp
- (4) その他 提出後に辞退する場合は、令和8年8月31日（月）までに「参加辞退書（様式2）」を提出すること。

4-3 質問回答

募集に関する質問は、「質問書（様式3）」に内容を簡潔かつ明瞭に記入の上、以下の内容で行うこと。

- (1) 受付期間 令和8年7月31日（金）～8月14日（金）
※ 期限を過ぎた質問は受け付けない。
- (2) 質問方法 電子メール
- (3) 担当部署 練馬区教育委員会事務局 こども家庭部保育課入園相談係
担当：江口 電話：03-5984-5848
メールアドレス：H0IKU06@city.nerima.tokyo.jp
- (4) 回答方法 参加申込書を提出した応募事業者全員に対し、8月21日（金）までに、質問事業者名を伏せた上で電子メールにより回答する。

4-4 提案書等の提出

参加を希望する者は、以下の書類を提出すること。様式が定められているものについては、様式に記載すること。提出物全体に対し提案書表紙、目次およびページを付与すること（表紙および目次にはページ番号不要）。

- (1) 受付期間 令和8年7月31日（金）～8月31日（月） 午前9時から午後5時まで
※ただし、土日祝日を除く開庁日のみとする。
- (2) 提出方法 紙資料は提出場所に持参すること。資料データは下記担当部署へメールにて送付すること。紙資料の提出予定日を事前にメールにて連絡すること。連絡は提出日の1営業日前までに行うこと。
- (3) 提出場所 練馬区豊玉北6-12-1 練馬区役所本庁舎10階
練馬区教育委員会事務局 こども家庭部保育課入園相談係
担当：江口 電話：03-5984-5848
メールアドレス：H0IKU06@city.nerima.tokyo.jp
- (4) その他 提出後に辞退する場合は、令和8年8月31日（月）までに「参加辞退書（様式2）」を提出すること。

提出書類	提出部数
（様式4）提案書表紙	9部
会社概要	9部
（様式5）役員構成名簿	9部

(様式6) 官公署における受託実績	9 部
(様式7) 法令遵守	9 部
(様式8) 業務提案書 ※ 補足資料がある場合は必ず添付すること。	9 部
(様式9) 業務責任者の配置	9 部
(様式10) 従事予定者数	9 部
(様式11) 個人情報保護	9 部
(様式12) 見積書	9 部
東京電子自治体共同運営サービスの競争入札参加資格受付票の写し (裏面印刷証明部分も含む)	9 部
直近3か年分の法人税および消費税、法人事業税の納税証明書 ※正本1部、写し8部で可。	9 部

(5) 業務提案書の作成

ア 仕様書を踏まえ、令和9年4月から令和10年3月における業務ごとの繁閑を踏まえた受託業務の効率かつ適切な処理方法、従事者の配置計画等について提案すること。

イ 業務提案書2枚目以降については、原則A4横書きとし、文字は12ポイント程度を目安とし、読みやすくすること。

(6) 業務提案書等の差し替えおよび再提出

受付期間後の業務提案書・参加申込書の差し替えおよび再提出は認めない。

4-5 一次審査

参加資格を満たす者について、提出物に基づき審査を行う。合計点の高い順に2社程度を一次審査通過とする。審査結果は令和8年9月11日（金）までに、メールにより通知する。

4-6 二次審査

一次審査を通過した者について、令和8年9月18日（金）に、企画提案書等の内容および提案内容についてのプレゼンテーション、ヒアリングを行い、区の求める水準以上の提案を行った事業者の中から、二次審査の評価が最も高い者を受託候補者とする。

選考時間は1社あたり30分（プレゼンテーション20分、ヒアリング10分）とする。

実施についての詳細は、一次審査を通過した事業者にのみ、一次審査結果とともに通知する。

審査結果は令和8年10月23日（金）までに書面により通知する。

4-7 評価項目

評価項目については下表のとおり。

(1) 一次審査

評価項目	評価基準
事業者の安定性・継続性	・事業効率の状況 ・資金力の有無 ・借入金の返済能力の有無 ・経営の安全性
業務実績	・官公庁との契約実績 ・類似案件・業務等の実績
区内事業者である	・区内に本店を有する
見積金額	・見積金額の妥当性

(2) 二次審査

評価項目	評価の視点
事業者の安定性・継続性	・事業効率の状況 ・資金力の有無 ・借入金の返済能力の有無 ・経営の安全性
業務実績	・官公庁との契約実績
実施体制	・業務執行体制、要員配置の妥当性 ・要員の研修体制 ・スケジュールの妥当性
受託への意欲・熱意	・具体的で独創的な提案の有無
提案内容	・委託目的との整合性 ・業務内容の理解度 ・提案内容の的確性 ・提案内容の具体性
担当者評価	・本件を主に担当する者の知識、経験、実績
プレゼンテーション・ヒアリング	・説明、受け答えの的確性、説得力
区内事業者である	・区内に本店を有する
区民雇用の促進・区内事業者の活用	・区民雇用の促進
見積価格	・見積価格の妥当性
その他	・法令遵守

5 受託候補者との協議

受託候補者と区との協議により、委託業務の詳細な内容を決定する。

受託候補が本件の契約を辞退した場合および契約締結前に、練馬区から指名停止措置を受けるなどにより参加資格を失った場合、または虚偽の提案を行ったことが判明した場合、当該事業者を失格とし、審査結果が次順位のことを新たに受託候補者として選定することができる。

6 情報公開

本件業者選定情報（提出書類を含む。）は、練馬区情報公開条例（平成13年10月練馬区条例第61号）に規定する公文書に該当するものであり、情報公開に際しては、「プロポーザル方式による業者選定情報に係る情報公開基準」に基づき取扱うものとする。

7 その他事項

- (1) 提出書類の作成および提出等、企画提案に係る費用は提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。区の所定の保存年限経過後に廃棄する。
- (3) 提出された提案書等の書類に以下のいずれかに該当する場合は、無効の扱いとする。
 - ア 概算経費を超える見積書を提出した者。
 - イ 記載すべき事項の全部または一部が記載されていない者。
 - ウ 虚偽の記載をした者。
- (4) 審査書類提出から契約締結までの間に欠格条項に該当することとなった場合は、その時点で失格とする。
- (5) 提出された提案書等の書類に虚偽の記載をした場合は、無効の扱いとするとともに、虚偽の記載をした提案者に対し、指名停止の措置を行うことがある。
- (6) 提案書類等で用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (7) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は提案者が負うものとする。
- (8) 本件にかかる予算が成立しない場合、区は契約を締結しないまたは解除することができる。なお、これに伴う提案者の損失について、区は損害賠償の責を負わないものとする。
- (9) 本要領に定めのない事項ならびに本要領に疑義が生じた場合は、協議により定める。

8 準備委託

本件プロポーザルによる事業者選定の結果、令和8年度現在の受託者とは別の事業者と契約する場合は、業務の履行に先立ち準備委託期間を設ける。新しく受託候補者（契約優先候補者）となったものとは、別途準備委託契約を締結する。

- (1) 履行期間 令和8年12月1日（火）から令和9年3月31日（水）まで
- (2) 履行場所 練馬区豊玉北6-12-1 練馬区役所本庁舎10階
練馬区教育委員会事務局 こども家庭部保育課 指定場所
- (3) 業務内容 円滑な履行を確保するため、契約優先候補者における業務委託について一定知識および技能の取得を目的とする。
 - ア 従事者の研修（仕様書に基づく業務説明、端末操作、窓口対応、電話対応等）

イ 区と業務管理者となる者との打ち合わせ

ウ マニュアルの整備

エ 上記ア～ウまでの業務は区との協議に基づき行うこと

(4) 概算経費 7,458,000円【税込】(予定)

9 問合せ先・担当

練馬区教育委員会事務局 こども家庭部保育課入園相談係 担当：江口

〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1 練馬区役所本庁舎10階

電話：03-5984-5848

メールアドレス：HOIKU06@city.nerima.tokyo.jp